



平成19年1月5日

各 位

上場会社名 株式会社 松坂屋ホールディングス
代表者氏名 代表取締役社長
茶 村 俊 一
コード番号 3051
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目16番1号
上場取引所 名証・東証 第一部
決 算 期 2月
問 合 せ 先 広報・IR室 山川 俊 朗
(TEL.052-264-7025)

当社株主優待制度についてのお知らせ

当社の株主優待制度については、別紙のとおりとしますので、お知らせいたします。
なお、本優待制度は、従来の株式会社松坂屋における株主優待制度を引き継いだもので、
優待内容の実質的な変更はございません。

以 上

(別紙)

株式会社松坂屋ホールディングス株主優待制度の内容

株式会社松坂屋ホールディングス株主優待制度の内容

1. 発行基準

- (1) 2月末日現在1,000株以上所有の株主様に対し、一律に株主優待カードを発行します。
- (2) 8月31日現在1,000株以上所有の新規の株主様に対しても発行します。

2. 優待内容

- (1) 優待カードの提出により、現金によるお買物に限り7%割引させていただきます。
- (2) 優待カードの提示により、松坂屋美術館(名古屋店南館7階)、松坂屋各店および横浜松坂屋の有料文化催事へ無料で入場できます。
※ ご同伴者1名様も有効とします。

3. 発行時期および有効期限

基準日(2月末日および8月31日)から3ヵ月以内に、それぞれ翌年5月31日まで有効の優待カードを発行します。

4. 取扱店舗

- (1) 松坂屋各店(名古屋店、岡崎店、名古屋駅店、豊田店、高槻店、上野店、銀座店、静岡店)
- (2) 横浜松坂屋
※ 松坂屋ストア、横浜マツザカヤストアを除きます。

5. 割引除外品

特に定めた催事商品、内覧会商品、酒類、米穀、生鮮食品、果物、レストラン・喫茶、商品券、食品・酒類ギフト券等の金券類、理美容、エステサロン、写真撮影、クリニック等のサービス施設、送料、旅行代金、保険料、金・銀・白金の地金類、その他特に指定した商品。(ルイ・ヴィトン、ブルガリ、エルメス、カルティエ、シャネルジュエリー、ロエベ、ティファニー、パティック フィリップなど)
※ その他特に指定した商品については、予告なく変更する場合があります。

6. その他

優待カードは、他人に譲渡、売買等をされた場合は無効とします。